

平成29年6月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年6月30日（金）午前9時30分

2 出席委員

荒川由美子	委員長
小柳茂秀	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
澤田真弓	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	阪元美幸
教育総務部総務課長	大川佳久
教育総務部教育政策担当課長	島田圭
教育総務部生涯学習課長	高木厚
教育総務部教職員課長	金子美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅野智
学校教育部長	伊藤学
学校教育部教育指導課長	佐藤昌俊
学校教育部支援教育課長	塚田美保子
学校教育部保健体育課長	鎌原徳宗
学校教育部学校給食担当課長	藤井孝生
中央図書館長	山口正樹
博物館運営課長	永嶋省吾
美術館運営課長	佐々木暢行
教育研究所長	武田仁

4 傍聴人 7名

5 議題及び議事の大要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。
- 日程第1 議案第29号及び日程第2 議案第30号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成29年5月20日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、学校行事に関して、全小学校5年生を対象に開催している「芸術鑑賞会」についてです。6月12日月曜日と13日火曜日の2日間、3回の公演で、神奈川フィルハーモニー管弦楽団のフルオーケストラによるクラシック音楽の鑑賞を中心に、会場の児童も一体となった器楽演奏、さらには全児童による「横須賀市歌」の大合唱など、音楽芸術を通して豊かな情操を養う教育の一環として、児童にとって大変有意義な催しと捉えております。

次に、教育課程外の施策です。

「横須賀子ども学力向上プロジェクトの推進」の一環として一昨年度からスタートし3年目を迎えた、「土曜科学教室」の第1回が6月10日土曜日に行われました。今回の募集は、第1回が小学校3、4年生対象、第2回が5、6年生対象の講座で、各回定員40名に対し、3倍を超える応募でした。抽選により受講できない児童が多数生じましたが、実験室の規模から各回の定員はこれ以上にすることができませんので、ご理解いただいているのが現状です。予定している残り4回についても人気に応える内容で実施し、横須賀の子どもたちの理科離れに歯止めをかけ、同時に学力向上に資するよう努めてまいります。

同様に、一昨年度から実施をし、電話による申し込みが、キャンセル待ちが出るほどの人気が続いている「小学生プログラミング教室」は、初回を5月に早め、実施回数も4回増やし、3種類のコースで計24回開催予定です。引き続き充実した内容で実施をしてまいります。

次も、一昨年度から実施をしている「土曜寺子屋教室」についてです。現在10カ所を開設していますが、本年度開設時に既に定員に満ちている会場もあり、順調にスタートできています。本年度中に新たに3カ所開設する予定をしており、各地区での開催を通して、家庭学習の支援に努めてまいります。

次は、支援教育に関する催しです。

24日土曜日、総合福祉会館において「不登校とともに考える会～ハートフルフォーラム」を開催いたしました。相談教室をはじめとする登校支援機関の紹介、過去に不登校を経験したことのある当事者やその保護者の体験談、車座での座談会や個別相談など、参加者の不安や悩みが少しでも解消されるきっかけとなることを願い、実施をいたしました。

次に、社会教育施設での催しです。

中央、北、南の3図書館では、5月26日から6月21日までの日程で、「労働問題」をテーマとし、「課題解決コーナー」を設置いたしました。

博物館では、6月4日まで企画展示「横須賀製鉄所の同窓生」を開催いたしました。

美術館において、4月28日から6月25日までの日程で開催をいたしました企画展「デンマーク・デザイン」は、期間中、19,175人が来場し、大きな目標として設定をした18,000人をも上回り、盛況のうちに終了することができました。

なお、先月の定例会で報告いたしました「運動会」を春に予定した小学校31校と養護学校では、好天に恵まれて、全て予定どおり実施されました。

また、総合高校全日制の「体育祭」も、6月23日金曜日に猛暑の中でありましたが、無事実施をされております。

中学校の「修学旅行」は6月8日を最終に、全校無事に実施をされました。

総合高校の定時制の「修学旅行」は、6月27日から本日までの日程で実施をされております。

次に、中学校完全給食の実施方式に關係した署名の提出についてです。教育委員会2月定例会で審議をいたしました「自校直営方式での中学校給食と栄養職員配置を求める請願」に添付をされた署名4,144筆の追加として、6月9日に8,362筆の署名が提出されました。

最後に、5月31日から6月16日までの日程で開催をされました「6月定例議会」についてです。

本委員会関連事項として、「横須賀市立図書館における公衆無線LANの導入について」の陳情が審査をされ、趣旨了承として、今後措置をすることが適当であるとされましたので、検討してまいりますことになります。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『万代祭の開催結果について』

(生涯学習課長)

報告事項1『万代祭の開催結果について』、ご説明させていただきます。

施設配置適正化計画において廃止から保存活用へと方針が転換された万代会館の今後のあり方を考えることを目的として、万代祭というイベントが万代会館を会場として開催されました。イベントの実施状況及びこの企画から得られた今後の活用のヒントなどについて、報告をさせていただきます。

万代祭は、北下浦観光協会、地元の5町内会ほか、万代会館の保存と活用を推進しようとする利用者の団体など、合計13団体で構成された万代祭実行委員会によって開催されました。

開催期間は5月11日の木曜日から16日の火曜日までの6日間で、津久井浜で開催されましたウインドサーフィンワールドカップ横須賀大会の開催期間と同じ日程でした。

企画の概要につきましては、万代会館を主な活動の場所としている創作活動グループの作品などの展示と、琴の演奏、野点、祭りばやしの実演、着つけ体験、折り紙教室など、日本文化を体感していただけるようなアトラクションで構成されていました。

会場の様子につきまして、資料2枚目をご覧ください。

中段の左側の写真は、県立津久井浜高校の茶道部の生徒と国際交流に関心を持つ生徒による抹茶の振る舞いの場面です。当日はあいにくの大雨で、庭園で予定していました野点ができなくなり、屋内での抹茶の振る舞いとなりました。抹茶をたてている生徒と、抹茶の作法などを外国人の親子に説明している生徒の様子です。

下段の右側の写真は、外国の方に着物の着つけを体験していただいている場面で、この後、着物で新緑の庭園の散策や記念撮影を楽しんでいただきました。

来場者は6日間で延べ861名で、地元の方や遠来の観光客の方など、多くの方に万代会館と日本文化を堪能していただきました。

また、地元の町内会の方を初め、延べ176名のボランティアの方々に参画していただきました。

この企画から得られた今後の活用のヒントですが、文化振興、観光集客、教育振興、地域連携、国際交流、生涯現役、子育て支援など、多岐な分野にわたる活用の可能性を確認することができました。

先ほど紹介しました津久井浜高校の生徒さんは、お茶の作法や横須賀と地元

北下浦地域の魅力を英語で伝えるために、事前に英語の先生の指導を受けて準備をし、当日は見事な英会話で国際交流に貢献してくれました。外国の方は、生徒さんの温かいおもてなしに感激し、生徒さんも生きた英会話を通じて学習の達成感を得られていたように見受けられました。

また、運営に際しまして、町内会の方々に応援をお願いしたところ、外国語の通訳、会場の設営など、さまざまな才能や技能をお持ちの方にたくさん参集していただきました。これには、生涯現役の観点からも、よいステージになるのではないかと感じたところでございます。将来的には、さまざまな可能性を組み合わせながら、社会教育、生涯現役、地域振興などに活用していきたいと考えています。

最後になりますが、保存と活用に向けた検討の状況でございますが、現在、このような機会を含めまして、利用者の方々のご意見、ご要望をお伺いしています。今後は、これらのご意見などを踏まえまして、施設の整備と活用の方針を丁寧に検討していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(小柳委員)

では、私のほうから1つ。この万代祭は、今後、定期的というか、恒例にするご予定は、あるのでしょうか。

(生涯学習課長)

実行委員会という形で、市のほうは直接関与していないものでございますけれども、今回成功したというような評価がありましたので、今後また継続を検討していきたいというようなことをお話ししているということを伺っております。

(小柳委員)

ありがとうございました。

(荒川委員長)

では、私のほうから1点よろしいですか。外国の方も来てくださったということなんですけれども、その方々へのアナウンスといいますか、ご案内はどのようにされたのか、お聞きしていいですか。

(生涯学習課長)

まず、駅の、追浜駅以南の京浜急行の各駅のホームに掲示するということと、

基地のほうにご案内をするということと、あと、津久井浜のワールドカップの選手の方が宿舎とされていた、三浦海岸にマホロバ・マイinzという宿舎の選手のお部屋のほうに、外国語のパンフレットをつくりまして、配置をしてご案内したり、また、ウインドサーフィンの会場が近くにございまして、ワールドカップの会場が、そちらのほうでもお配りを、パンフレットをお配りして、ご案内をさせていただいたというようなところでございます。

(荒川委員長)

ありがとうございました。

報告事項（2）『中学校完全給食の実施方式（案）について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項の2『中学校完全給食の実施方式（案）について』、ご説明いたします。

なお、後ほどスケジュールの部分でもご説明をさせていただきますが、本日ご報告させていただくのは事務局案という段階であり、本日定例会、7月4日に開催する中学校完全給食推進本部、7月7日に開催される中学校完全給食実施等検討特別委員会で、それぞれ事務局案に対してご意見をいただき、それらの意見を踏まえた上で教育委員会としての考え方をまとめ、7月18日に開催する総合教育会議で市長と協議し、方向性が一致しましたら、7月21日の教育委員会定例会で実施方式を決定したいと考えております。

それでは、報告資料の1ページをご覧ください。

まず、「1 実施方式（案）」についてですが、センター方式で、センターを1カ所整備という案です。

次に、「2 検討にあたっての考え方／主な理由」についてです。

昨年の6月に教育委員会の検討結果として「中学校の給食のあり方について」をまとめ、昨年7月に開催した総合教育会議での市長と教育委員の協議を経て、中学校で完全給食を実施することが決定しました。その後、本定例会を初め、市議会に設置された中学校完全給食実施等検討特別委員会、学校関係者や保護者で構成する中学校完全給食推進連絡協議会、市に設置した中学校完全給食推進本部及び専門部会などの検討組織等で実施方式について検討を重ねるとともに、委託事業者による調査などを実施しました。

また、この間には市民団体から実施方式等に関して請願も提出されました。

これらに加えて、市議会も平成29年6月定例議会において、中学校完全給食

実施等検討特別委員会から、これまでの検討状況等を受けて中間審査報告書が提出をされましたので、その内容も踏まえて検討を行いました。検討に当たっては、一般論としての各実施方式の特徴を比較するだけではなく、本市の中学校、小学校の敷地や施設の状況を考慮して検討し、自校方式、センター方式、親子方式及び各実施方式の組み合わせについて、それぞれのメリット・デメリットを踏まえて総合的に判断をしました。

恐れ入りますが、8ページをお開きください。

参考1といたしまして、平成28年6月に教育委員会で議決しました「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画」を掲載しました。

基本方針を「望ましい昼食のあり方を実現するため、全員喫食による完全給食を実施する」とともに、その実現に向けて7つの行動計画を立てました。

1つ目は、安全・安心な給食を提供する。

2つ目は、温かく、おいしい給食を提供する。

3つ目は、生徒の昼食時間を確保する。

4つ目は、栄養教諭や学校栄養職員を効果的に配置する。

5つ目は、小中学校間で一貫した食に関する指導を行う。

6つ目は、生徒の食への関心を高める取り組みを充実させる。

7つ目は、教職員の負担軽減策を講じるとしています。

9ページをご覧ください。

参考2といたしまして、市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会から出された中間審査報告書を掲載しております。

中間審査報告書において留意すべき意見として要望されたものといたしまして、まず、「1 生徒たちの望ましい昼食について」として、(1)にありますように、生徒たちの健やかな成長・発達のために必要、かつ、おいしく、楽しく、喜ばれる昼食が提供できること。

(2)にありますように、市立学校に在学する全ての生徒に対し完全給食としての学校給食を実施すること。

(3)にありますように、食育の観点から、栄養バランスを考慮し、旬の地元の食材をできるだけ使用すること。

次に、「2 本市の財政状況について」として、厳しい財政状況を踏まえ、整備に係る経費から運営に係る軽費までのトータルコストを考慮し、財源を確保するよう努めること。

次に、「3 食の安全・安心について」として、(1)にありますように、学校給食衛生管理基準を満たすとともに、食に関する事故（食中毒や異物混入）の発生防止に資するものとすること。

(2)にありますように、アレルギー対応食を提供するための設備は安全性

を確保すること。

次に、「4 給食室整備の実現性について」として、(1) にありますように、学校教育活動への影響は可能な限り抑えるようにすること。

(2) にありますように、1つの方式による実施に固執せず、組み合わせ方式による実施も考慮することという点が要望されました。

10ページをお開きください。

「5 全校への提供時期について」として、提供開始時期については、できるだけ早期に開始し、学校により差が出ないように考慮すること。

次に、「6 児童生徒数の増減について」として、学校ごとの生徒数の増減に対して対応可能となるよう考慮するとともに、本市全体で今後、生徒数の著しい減少が想定されるが、施設整備において、将来的に過剰な投資とならないようすること。

最後に、「7 市内経済への影響について」として、食材調達、配送、施設整備について、市内経済による影響となるような工夫をすることという点が要望されました。

1ページにお戻りください。

「2 検討にあたっての考え方／主な理由」の下段、「メリット・デメリットのうち」という部分からになりますが、各実施方式のメリット・デメリットのうち、どのポイントを重視するかにより、それぞれの実施方式の評価は異なってきます。

また、いろいろな立場の方からさまざまご意見をいただきましたので、全ての方の希望を満たす案を提示するのは極めて難しい状況です。

このような状況で、事務局としては、次の6つの観点を重視して、総合的に検討した結果、センター方式、センターを1カ所整備という案が最善であると考えました。

2ページをお開きください。事務局で重視した観点についてご説明をいたします。

まず、「(1) 安全・安心な給食を提供できる」という点ですが、衛生管理面については、センター方式と自校方式の場合、学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステムで新たに整備することになります。

一方、親子方式については、既存の小学校給食室の改修等により整備することになりますが、小学校の給食室は整備時期が古い施設が多い状況です。現状では、調理員がドライ運用を徹底することで衛生管理に努めていますが、中学校の給食の提供ということになった場合、作業動線が複雑化し、現在よりも衛生管理が難しくなることが予想されます。

また、食物アレルギー対応についてですが、全員喫食の完全給食を実施する

に当たっては、食物アレルギー対応を行い、できるだけ多くの生徒に給食を提供できるようにすることが重要であると考えています。

センター方式では、食物アレルギー対応の専用調理室を設置することで、安全に除去食等を提供することが可能になると考えています。自校方式では、食物アレルギー対応の専用コーナーを設置することにより対応することが可能ですが、親子方式では、現在、小学校でも十分な食物アレルギー対応ができていない状況であることや、現状の小学校の給食室の設備等を考慮すると、除去食等を提供することは難しいと判断しました。

次に、「(2) 長期的な観点からのメリットが最も大きい」についてです。

現時点では具体的に統廃合が決定している学校はありませんが、児童生徒数は減少傾向と推定されています。今後統廃合となる可能性もあり、自校方式や親子方式で給食室を整備する場合は、将来的に過剰な投資となるリスクがあります。

また、学校によっては、開発等により一時的に児童生徒がふえる場合もあります。その場合、自校方式や親子方式では給食施設・設備の改修が必要となる場合がありますが、センター方式では、全校合計での最大調理能力を超えない限り対応が可能です。

また、現在、小学校の給食室の工事は原則として長期休業期間に行っていますが、給食提供期間に工事を行わざるを得ない事態が生じた場合、一時的に小学校分を提供するという可能性も考えられます。

次に、「(3) 既存の教育活動への影響が最も少ない」についてです。

センター方式では、給食施設を学校敷地とは別の場所に整備することになるため、給食施設の整備による既存の教育活動への影響は少ないですが、自校方式については、給食施設を整備するために、23校中11校がグラウンド、技術室など縮小・移転が必要となり、既存の教育活動への影響が大きく、このことに対し、中学校側から懸念する意見が多く出ています。

また、親子方式については、整備期間中における小学校の給食提供に影響が出ること、小学校に大型車両の出入りがふえることのほか、日々の食数や事故の際の連絡・調整などにより小学校側の負担も大きいことから、中学校だけでなく、小学校からも懸念する意見が多く出ています。また、年間を通じて小中学校双方の教育課程との調整が必要となるなど、教育活動、学校現場への影響が大きいと判断しました。

次に3ページ、「(4) 全校同時に給食を開始できる」についてですが、センター方式でセンターを1カ所に整備する場合、全中学校で一斉に開始することが可能です。

一方で、自校方式や親子方式の施設整備については、PFI等による一括整

備の可能性も指摘されていますが、現時点では事例が把握できていないため、ある程度の年数に分けて整備する想定となります。

次に、「(5) 財政面での負担が比較的少ない」についてですが、初期整備費や総費用については、親子方式が最も低くなると試算されましたが、親子方式は、費用面以外の観点で検討した結果、課題が大きいと判断しました。

また、センター方式と親子方式について費用を比較した場合、初期整備費は親子方式のほうが低いと試算されましたが、維持管理運営費はセンター方式のほうが低いと試算されていること、センターの施設整備は国庫補助の対象となること、センター方式で選択する事業手法によっては総費用が縮減されることも試算されており、市の財政負担という点では、親子方式と大きな差が出ない可能性もあると考えています。

なお、センターを2カ所整備する場合は、総費用が大幅に高くなるため、財政面を踏まえると、困難であると判断をいたしました。

参考の3として、委託業者の調査結果報告書から抜粋した実施方式別費用比較を11ページに掲載していますので、後ほどご覧ください。

次に、「(6) 統一的な管理・運用を行うことができる」についてですが、自校方式や親子方式のように各学校に調理場がある場合と比較すると、センター方式で1カ所に整備することにより、統一的かつ集中的な管理や運用を行いやすい点は、実際に運営していく中では重要な要素になると考えています。

また、給食指導の経験がない中学校関係者からは、食物アレルギー対応を心配する意見が多く出ていますが、食物アレルギー対応についても全市統一した対応を徹底することができるほか、1カ所で集中して専任の人員を配置し、全中学校の対象生徒分を調理することでリスクを低減させることが可能となると考えています。

また、センター方式は、他の実施方式と比較すると必要となる人員が少ないと加え、1カ所に勤務するため、人員管理の一元化、柔軟な勤務体制等、運用しやすい面があると考えています。

4ページをお開きください。

「3 今後の課題」についてです。

実施方式（案）のとおり、センター方式で給食を実施する場合には、次のような課題があると考えています。

特に「(1) 用地の確保」については、基本計画の策定や給食開始スケジュールに大きくかかわってくるため、早急に解決すべき課題であると考えています。

まず、「(1) 用地の確保」についてですが、センターは建築基準法上の用途が工場となるため、建設が可能なのは原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域となります。他の用途地域に建てようとする場合は、建築基準法第48

条ただし書きの許可を得なくてはなりませんが、現在、市の未利用地には、センターを建設可能な用途地域に十分な広さを有する用地がありません。そのため、市の未利用地において建築基準法第48条ただし書きの許可を得るのか、センターを建設可能な用途地域の用地を新たに取得するのかを検討し、早急に用地を確保する必要があります。

次に、「(2) 調理後2時間以内の喫食」についてです。

センター1カ所で23校に調理・配送を行うことになりますが、調査委託においては、1台で複数校を配送する想定となっています。学校給食衛生管理基準で求められている調理後2時間以内の喫食を考慮すると、配送ルートや車両台数を検討するとともに、道路状況や学校の立地状況を十分に考慮した場所に建設する必要があります。

次に、「(3) 食育の推進(栄養教諭等の効果的な配置を含む)」についてです。

食育の推進については、給食を活用して、毎日の給食の時間を初め、関連教科等において充実させるという点では実施方式による差はないと考えていますが、自校方式のように身近で調理が行われている点を食育に活用することができないため、自校方式とは異なる形で食育につなげる必要があると考えています。自校方式では難しいとされる調理工程の見学や展示スペースの設置など、センターに食育の場としての機能を持たせ、各教科等における学習とも関連づけることで、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進できるよう検討していく必要があります。

また、センター方式の場合、他の実施方式と比較すると県費による学校栄養職員の配置が少ないため、市費により学校栄養職員を配置するなど、食育推進体制の整備が必要となります。

次に、「(4) 地産地消の推進」についてです。

基準献立については、どの実施方式でも必要となる食材の量は変わらないため、使用できる地場産食材に特に差は出ません。

一方、現在、小学校では、年4回、学校ごとの献立で給食を実施していますが、食数が少ないため、基準献立の食数分を確保することが難しい地場産の食材を積極的に使用しています。

中学校をセンター方式とした場合、この自校献立の取り組みはできないため、どのような形で地産地消を推進していくのか、検討する必要があります。

次に、「(5) 防災機能の検討」についてです。

他都市でセンターを整備する場合に、大量調理施設となることを考慮して、災害時に防災拠点として機能できるような施設として整備している事例があります。建設場所にもありますが、広大な敷地を有することや一定の面積を有する建築物であること、また、大量調理が可能となることなどを活用して、災害

時における地域の防災拠点となるように整備していくことについても検討する必要があります。

次に、「(6) 市内経済への影響」についてです。

施設整備が大規模になること、食材調達量が増加すること、新たに調理・配送などに係る業務が発生すること、また、それに伴い雇用も増加するため、一定の経済効果が予想されます。新たに配達業務が発生することや食材の納品場所が集中することなど、小学校、特別支援学校で実施している自校方式と異なる点もあるため、他都市の状況なども踏まえ、市内経済にとって効果が十分に波及するように取り組む必要があります。

6ページをお開きください。

「4 他の実施方式の検討の総括」についてです。

事務局の実施方式案としましてはセンター方式としましたが、他の実施方式についても検討した結果を総括しました。

まず、「(1) 自校方式」についてですが、自校方式は、調理から喫食までの時間が短いこと、適温で提供できること、配達がないこと、献立や調理工程について制限を受けにくいことなど、給食提供の面で多くのメリットがあると考えています。また、児童生徒の身近で調理していることで、食育につなげやすいなどの面もあり、一般論としては最もよい実施方式であると考えています。

しかし、現在の中学校の敷地や校舎の状況を考慮すると、調査結果にも示されているように、約半数の学校で整備が困難な状況あります。また、仮に整備した場合も、新たに給食室を建設することにより、生徒の教育活動に制約が出ることや、施設管理や人員管理に関して学校現場の負担がふえることなどから、既存の教育活動への影響が大きいと考えています。

長期的な観点では、今後継続して児童生徒数が減少していく推計のため、給食室を整備した学校が統廃合になるリスクも考えられること、また、初期整備費、維持管理運営費とも最も高額となる見込みであることなどが課題としてあることなどから、センター方式のほうがよいと判断しました。

なお、センター方式では、自校方式のよい点を全て満たせるわけではありませんが、他都市の事例を見ても、保温食缶により温かい状態で提供できること、献立や調理工程の工夫がなされていること、センター方式の特色を生かした方法で食育に取り組むことは可能であると判断いたしました。

次に、「(2) 親子方式」についてです。

親子方式は、初期整備費用を含め、最も整備費用がかからない方式ですが、既存の小学校給食室の老朽化や調理工程の複雑化などを考えると、課題が多いと判断しました。

施設整備に関しては、現行の衛生管理基準を満たす設備を整備できないため、

現状では整備時期の古い施設が多い中、ドライ運用の徹底により衛生管理はしているものの、調理現場への負担が現状以上に加わることになります。

また、他校に提供することにより、給食室部分の用途は工場となるため、親校となる全ての学校ごとに建築基準法第48条ただし書きの許可を得なくてはならないことや、増築する場合、既存遡及があることのほか、増築の有無にかかわらず、対応するための機器の設置が可能かどうか、調理員の増員や機器の増設等により適正な作業スペースが確保できるかどうかなど、さまざまな課題があります。

運営段階においても、小学校の休校日における中学校への給食提供等、年間を通じて小中学校の双方の教育課程との調整が必要となるなど、学校現場への負担と影響が大きいと考えています。

また、小学校に大型車両の出入りがふえることのほか、日々の食数や事故の際の連絡などにより、小学校側の負担が大きいことなどから、中学校だけではなく小学校からも懸念する意見が多く出ているため、センター方式のほうがよいと判断をいたしました。

次に、「(3) 組み合わせ方式」についてです。

1つの実施方式に統一するのではなく、複数の実施方式を組み合わせることについても検討しました。

なお、複数の実施方式を組み合わせることは、実際に運営する段階においては、食材調達や食数の連絡、食物アレルギー対応、事故発生時の対応など、さまざまな点で組み合わせた実施方式ごとに異なった対応が必要となるため、実施方式を統一した場合と比較すると、コストや負担がふえるものと考えています。

まず、①自校方式を主とした他の方式との組み合わせについてです。

自校方式を主として他の方式と組み合わせる場合として、調査結果でB判定（整備できる可能性が高い）の12校を自校方式で整備し、C判定（整備が困難）、D判定（整備が極めて困難）の11校をセンター方式または親子方式で実施することについて検討しました。

まず、センター方式と組み合せた場合、センター方式側の課題として、センター方式の管理・施設の集約化による効果が薄れることや、配送面でも、対象校が市全域に及ぶため、効果が少ないということがあります。また、自校方式の費用面での課題が大きくは改善されないものと考えています。

さらに、親子方式と組み合せた場合についてですが、該当する11校の中には、生徒数が多く、親子方式で実施する場合に増築の検討が必要となる規模の学校が多いため、整備について課題が多いと考えています。

次に、②センター方式を主とした他の方式との組み合わせについても検討し

ましたが、センター方式は統一的な管理・運用や施設の集約化により費用を抑えることがメリットの1つであること、センター方式での実施が難しい学校がないことから、組み合わせによる効果は低いと考えました。

次に、③親子方式を主とした他の方式との組み合わせについてですが、親子方式を主として他の方式と組み合わせる場合として、調査結果で、○（増築なしの改修で提供可能）の13校を親子方式で整備し、△（増築ありの改修で提供可能）の10校を自校方式またはセンター方式で実施することについて検討しました。

まず、自校方式と組みあわせた場合についてですが、親子方式で△（増築ありの改修で提供可能）の10校のうち、6校は自校方式の判定がC（整備が困難）であるため整備が難しいと判断しました。

また、センター方式と組み合わせた場合についてですが、先ほどと同様、センター方式側の課題として、センター方式の管理・施設の集約化による効果が薄れることなどがあることがあり、親子方式の費用面におけるメリットが少なくなるものと考えています。

組み合わせ方式については、記載したもの以外にも数多くのパターンが考えられますが、自校方式については整備に課題が多い学校が約半数あること、また、親子方式については費用面以外で課題が多いと考えているため、センター方式で統一して実施することのほうがよいと判断をいたしました。

8ページをご覧ください。

「5 実施方式決定までのスケジュール」についてです。

冒頭にもご説明をさせていただきましたが、本定例会で事務局の実施方式（案）についてご意見をいただきます。また、7月4日に開催する中学校完全給食推進本部、7月7日に開催される中学校完全給食実施等検討特別委員会でも、実施方式（案）を報告し、ご意見をいただきます。そこで出た意見も教育委員の皆様にお伝えした上で、教育委員会としての考え方をまとめ、7月18日の総合教育会議で市長と協議いただき、協議の結果、方向性が一致しましたら、7月21日の教育委員会定例会で実施方式を決定したいと考えております。

以上で、報告事項2『中学校完全給食の実施方式（案）について』の説明を終わらせていただきます。

（三浦委員）

まず、アレルギー対策なんですかけれども、全中学校の対象生徒分を調理するしたら、大体何人ぐらいのお子さんが今おられるんですか、対象の生徒さん。3ページの一番下から4行目に。

(学校給食担当課長)

中学校で申し上げますと、食物アレルギーを有する生徒、程度の差はありますけれども、食物アレルギーがあるという生徒は、ちょうど昨年の5月1日現在の資料になりますけれども、中学生で532名おります。その中で、実際に何らかの対応が必要、例えば調理実習ですとか課外授業ですとか修学旅行など、何らかの対応が必要という生徒は109人いるというのが昨年の5月1日現在の状況でございます。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

そうしますと、3ページのところでいきますと、全中学校の対象生徒分を調理するというのは、その109名分を調理できると、安全に調理できると、こういうふうに解釈してよろしいんでしょうか。

(学校給食担当課長)

調理をする対象の検討となるのは109人ということになると思われますけれども、その生徒さんのアレルギーの状況によって、一人一人アレルギーの食材の種類も違えば、それから、アレルギーの反応の強さも違ってまいりますので、保護者の方といろいろとお話をしていくのはこの109人は対象となりますけれども、実際に調理ができるかどうかというのは、その検討、相談の結果となるとは思っております。

(三浦委員)

そうしますと、全中学校の対象生徒分を調理するというのは、その対象生徒分というのは、まだ定義されていないわけですね、明確には。

(学校給食担当課長)

基本的には、アレルギーを有し何らかの対応が必要となる生徒を対象とはします。ただ、その程度によって、できる、できないは、また今後の検討というふうになってくると思っております。

(三浦委員)

現在の小学校の例えば高学年、4年、5年、6年生の、横須賀市全体でそういうアレルギーの対応をとっておられる、給食についてですけれど、何人ぐらいおられるでしょうか。

(学校給食担当課長)

昨年の、これもちょっと5月1日現在の数字になりますが、4年生、5年生、6年生で、何らかの対応が必要とされている児童は161名です。

ただ、小学校は、先ほども説明の中で触れさせていただきましたとおり、対応ができる範囲が非常に狭いような状況になっています。ですから、この161人に対しては、保護者・ご家庭と献立の詳細な情報のやりとりとして、その日、食べられるのか、食べられないのか、または、自分で除去できるのか、それとも除去ができない、し切れないような献立で、その日はそのおかずが食べられないのか。そういうことを一人一人の対応をしている状況でございます。

ですので、その日その日の献立等によっての対応がございますので、161人とやりとりはしていますけれども、実際に何人に対応できているかというのは、私、今、手元に数字はございませんが、かなり少ない数字だというふうには認識しております。

(三浦委員)

現実に小学生でも160人ぐらいは何らかの対応がとられている。そうすると、こここの全中学校の対象生徒分を調理することということは、現実的には無理なんですか。

(学校給食担当課長)

小学校は、今の小学校の給食室では、アレルギー専用の調理をする場所もございませんし、人員もありません。ですので、先ほど言った人数に対応するのには非常に難しい状況です、今、小学校の給食室は。

ただ、今、事務局案でお示しをしたセンター方式という形でいくならば、専用の調理室をつくり、専任の人員を配置しますので、対応できる数は全く違ったものになってくるかなというふうには考えております。

(三浦委員)

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれませんけれども、要するに、センター方式で、1カ所でやれば、そこではアレルギーの専用に調理できる場所ができる、それから、その人員も確保できる、だから安全だと。これはわかります。

ただ、その人数がどのくらいあるのかなと。対象となるお子さんの数、生徒さんの数がどのくらいあるのかな。それによって多分、百何十人、100人超えるものを一遍につくるというのはかなり、逆に言えば大変なことだと思うんです。見学に行ったところでも、そんなにたくさんつくっていなかつたような気がするんです。だから、その辺の人数が大体どのくらいあるのかと判断されている

かということをちょっとお聞きしたかったのですから。

(学校給食担当課長)

先ほどお話しさせていただきましたとおり、昨年5月1日現在、中学生109人は何らかの対応が必要な生徒数です。その全員が対応できるかどうかというのは、個々の状況によりますので、まだ実際には、ご家庭とお話をしていく中で、どこまでが可能なのかということも含めて検討しなきゃいけないと思っております。

他都市の事例ですけれども、例えば給食センターで、同じように1万食規模の給食センターを設置している自治体等ですと、対応する食数が、多いところで200食を超える数字を調理しています。それから、少ないところでも100とか120、150ぐらいをつくれるという。これはあくまでもその日その日の献立によって変わってきますし、そのときそのときの子どもたちのアレルギーの状況によって違ってきますけれども、そのくらいの最大可能調理食数ということでお他都市のセンターなんかは想定してやっていますので。

横須賀市もこれから実際に、じゃ、センターで、どのくらいの広さのアレルギーの専用のスペースをつくるのか、何人ぐらいつくるのかというところは、これから具体的な話になってきますけれども、そういった中で、横須賀市もこういう数の状況を抱えていますので、どこまでこれに対応していこうかということは検討していくのかなというふうに考えております。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

そういう他都市が1万人の食事をつくっている規模のところでは100人以上の対応ができているというお話を伺って、それでしたら統一的なセンター方式でやれば、確かに間違いなく食物アレルギーによる事故を防ぐことが可能になるかなと、今わかりました。

その具体的な人数が知りたかったものですから。見学に行ったところでは、そんなにやっていなかったような気がしたものですから。今のお話を聞いて、その点は理解いたしました。ありがとうございます。

(小柳委員)

アレルギーに関連して、ご質問させていただきます。

この検討によると、専門の設備で専門知識を持った専従の職員が入るので安全だというのは、おおきなメリットとして、センター方式としては強調できる点だと思います。

ただ一方で、センター方式を採用した場合のデメリットというのはあると思うので、このところの検討がちょっと薄いような気がいたします。例えば、対象の児童から距離が遠くなるものですから、その児童が実際にどの程度のアレルギー症状なのかということを、専従職員がその児童に実際に会って聞き取ったり、判断したりするわけではなく、恐らく紙ベースの情報とか、そういうもので判断することになると思います。また、複数の、多くの生徒さんに同時に同じメニューで対応しようと思ったら、過剰な除去をするということになります。それから、センターから運ぶ過程もふえるわけなので、そういったところでの誤配、間違った配送とか、そうした危険も出てくる可能性は自校方式より高くなってしまうのではないかでしょうか。

いろんなデメリットもあると思いますので、そこについてもご検討いただいていると思いますので、何かご検討いただいた点があれば教えていただけますか。

(学校給食担当課長)

食物アレルギーについては、先ほどお話しさせていただきましたとおり、一人一人の、それは実際にお子さん、ご家庭と対応するのは個々の学校になります。センターの職員は、直接家庭とのやりとり、紙ベースでやるということはないです。学校で実際の献立を、ご家庭と細かいところのやりとり、これは今的小学校も同じですけれども、そういうやり方をすることになります。そこで、この日は食べる、食べないを含め、そして、この日は除去食で対応ができる、できない、そういうところで一つ一つ、一日一日、全部工夫していきます。そういう作業をやっていく中で、実際に学校とセンター間での連絡の誤り、誤りといいますか、そういうことが起きないようにというようなことは、しっかりと体制整備はしていく必要があると考えております。

他都市などですと、センターでもそうですし、いわゆる自校でもそういう、これはセンター、自校に限らず、誤配といいますか、誤ってというのは実際に年に数件出ているケースがございますので、これは方式に限らず、あくまでも安全で安心な給食を提供するというところで、しっかりととした体制整備、連絡体制というのを構築する必要があるというふうには考えております。

(小柳委員)

ありがとうございます。

(三浦委員)

組み合わせ方式について、ちょっとご質問したいんですけども。

一応、親子方式については、左側にも、6ページにもありますように、横須賀市ではかなり難しく、仮に広げるとても古い施設を広げて、衛生面でも結構問題が残ると思いますので、ちょっとそれは私としては置いておきまして、自校方式とセンター方式を組み合わせるということについて、ここに書いてあるのは、センター方式のメリットは書いてあるんですけども、自校方式を取り入れたときのメリットと、それから、そのときのデメリットも余り詳しく書いていないんですね。

それで、1つお聞きしたいのは、横須賀市の現在の中学校で、自校方式をやってみたいという学校は一校もないんでしょうか。

(学校給食担当課長)

この検討のために設置をしております推進連絡協議会という、学校現場、管理職であったり、職員関係の担任の先生、栄養教諭、教員等が入っている、そういう組織がございます。そういった中で、前回、昨年度の調査結果等も踏まえて、いろいろ意見を出し合っていただきまして、その意見はいただきました。その中に、中学校側から自校方式でやりたいというような意見はございませんでした。

(三浦委員)

そうしますと、9ページの、要するに一番下のところに、「ひとつ的方式による実施に固執せず、組み合わせ方式による実施も考慮すること」ということは、どういう意味合いがあるんでしょうか。

(学校給食担当課長)

この9ページは、市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会の中間審査報告書の内容になりますので、市議会側としては、こういった要望をということで、教育委員会に対していただいているものというふうに理解をしております。

(三浦委員)

すみませんでした。検討委員会だけでの話ですね。

(小柳委員)

以前の報告書の中で、センター方式から自校方式に移行している自治体もあるというような報告があったと思います。それだけ聞くと、何かやっぱりセンター方式よりも自校方式のほうがすぐれているのかなと、ぱっと思い浮かんで

しまうんですけども、そういういったセンターから自校方式に移っている地域の実情などについて調査されていれば、教えていただけますでしょうか。

(学校給食担当課長)

県内の1つの事例でいきますと、もともと自校でやっていて、そこが老朽化をして、老朽化は全体的にしてきたのでセンターをつくった。センターのほうでやっていたんだけれども、今度、中学校で給食を始めることになるので、小学校はもともとあった給食室をもう一回きれいに整備し直して自校に戻していく、中学校をセンターでやるといったような、センターを建てかえてやるというようなことをやっている自治体もあります。

それから、ほかの自治体では、市町村合併等の関係が影響しているんだと思うんですけども、自校でやっている自治体とセンターでやった自治体が1つの自治体になったときに、その後しばらくそれでいっているんですけども、センターが老朽化しているほうを自校のほうに戻していくこと。もうこっちに合わせようというようなことでやっているという事例があるというふうには把握しております。

(小柳委員)

奈良県奈良市の事例で、大変苦労したけれども、結局、自校方式でまとまつたというような事例も聞いていますけれども、その点の実情とかは、何かお調べになっていますでしょうか。

(学校給食担当課長)

奈良市は、その検討をする際に、中学校給食ですけれども、検討する際に、地域が広くて、そして、結構山を越えていくような状況があって、どこから配達するというのは非常に困難という結論から、自校にというふうにしていったというふうに聞いております。

(小柳委員)

ありがとうございました。

(荒川委員長)

では、私のほうから1つよろしいでしょうか。私は全校、23校が一齊に給食を開始できたらいいなというふうに思っていたんですね。ただ、自校方式についても、やはりいい点もありますし、それから、皆さんからのご要望なども多いんですけども、ただ、報告書を読みますと、実施方式検討調査の報告書な

どから、自校方式の場合、毎年5校ずつぐらいで、5年ぐらいに開始時期がわたってしまうということなんですかけれども、やはり自校方式ですとそのくらいの期間がかかつてしまうのか。一斉に給食を開始するのは難しいのか。そのあたりをもうちょっと詳しく教えていただければありがたく思います。

(学校給食担当課長)

今ちょっと小柳委員のほうからもご質問が出ました奈良市などもそうですけれども、やはり1年間に整備ができる数が4校とか5校ぐらいというふうに、奈良市もそういった4年から5年かけて整備したという状況はございます。これは、実際に建てていくという中では、それを設計したり、当然工事をしたり、それから、その後のチェックをしたり、そういうところで、そういった行政側の体制も含めて、それから建設をする側の状況も含めて、やはり他都市の事情を見ますと、複数年かけて整備しているという事例しかちょっと把握はできておりません。

ただ、市議会の特別委員会のほうから、例えばPFIなどを使って、民間の力を使うことによって、そういったものもある程度もしかしたら一遍に整備できる可能性があるんじゃないかというご指摘もいただいております。

その辺も、そういった関連の業者等にもいろいろ確認をしたり、調べてみたんですけども、実際に今そういったような形でできているところは、現実的には事例として把握はできていないということで、今も日本のどこかで工事はありますけれども、やはり数年かけて整備するような状況になってしまします。横須賀市においても、建築を所管する都市部のほうにもお話をしましたけれども、やはりそれは一遍には無理だということでお話は伺っている状況です。

(荒川委員長)

ありがとうございました。

(澤田委員)

今の話とも関係しますが、やはり一斉に開始できるということが良いと思います。

それからもう1つ、教育活動への影響についてという視点です。子どもを中心にしてその影響を考えることが大事であると思います。

お示し頂いた事務局案は、これらの視点を含めて総合的に判断したものとなっていると私は感じました。

さて、4ページのセンター方式にした場合の、これから検討課題ですが、用地の確保について、建築基準法第48条のただし書きの許可を得ていくのか、

あるいは用地を新たに取得するのかという「用地確保の課題」があります。やはり実際問題として、その実現性について懸念されます。これまでも話には出てきたところではありますが、もう一度お話しitただければと思います。

(学校給食担当課長)

この用地の確保というのは、やはり非常に大きな課題であるというふうに捉えております。

現在、先ほどもご説明させていただきましたが、市が持っている未利用地、今使っていない土地の中に、こういった工場が建つ、建てることが可能な用途の、ある一定の広さを持つ、そういう用地がないというのが現状です。現在、市が持っている未利用地の中ですと、例えば今回この調査、昨年度の調査の中でもシミュレーションの用地として使った、例えば旧平作小学校のような、ああいう広いところというのはなかなかほかにはないという意味です。ただ、そうやって持っているところは、そういった専用の用地ではありませんので、こういった建築基準法上の手続を1つ経なくてはいけないものがあるというものが、まずは1点、大きな課題。

もちろん、旧平作小学校に建てるということが全く決まっているものでもありませんし、まだ具体的な検討にも入っておりませんので、あくまでもああいった学校みたいな広いところでも、やはりこういった手続を踏まなくてはいけない。そのためには、まずは地域の方のご理解をいただくことが必要というふうになってきますので、ある一定のまた時間もかかります。

また、例えば市が持つ土地以外で、例えば国が持っているような土地ですか、民間の企業なりが持っているような土地というのも、それなりの広さの面積を持つような土地は市内に幾つかございます。

ただ、そういったところについても、今後、もし仮にこの方式がセンターで決まったら直ちに、そういった場所も含めて、それぞれが持つ課題ですとかといったところも踏まえて、具体的な検討に早急に入らなくちゃいけないんですけども、やはりセンターが1カ所というところがちょっとございますので、どうしてもそこから23校へ配達しなくてはいけないという大きな条件が、必要条件ございますので、そういったところも踏まえて、実施方式が決まったら直ちに用地の具体的な検討に入っていくということが、まずは、やらなくちゃいけないことだというふうには認識しているところでございます。

(小柳委員)

今の用地の問題に関してなんですか、現在、自校方式に関しては、具体的な学校施設を調査して、○、×、△という形で評価をされていると思いま

す。

一方、センター方式の場合は、適合したところを探せばいいということで、そういう前提で今の議論が進んでいっていますけれども、少なくとも最終的な判断をする場面では、センター方式であった場合に、ここの候補地、少なくとも数カ所に絞り込んで、そういうのを出していかないと、空論で終わってしまう可能性があるのではないかと思う。

確かに、これだけ短い間によくここまでまとめてくださったと思います。けれども、この先またさらにそういった選定していく、すごく大変だと思いますけれども、なるべく早い時期に、候補地についても、いろんな方の知恵をいただきながら、明らかにしていただければと思います。

(学校給食担当課長)

この用地に関しては、基本的に教育委員会が持っているという土地ではございませんので、市の関係部等ともしっかりと情報共有、情報交換しながら、まずは候補となる場所を幾つかピックアップをし、そこをしっかりと状況等も詳しく調べた上で、絞り込んでいくような作業を最初にやってまいりますので、その際には、また委員の皆様にも情報も提供しながら進めていきたいというふうに考えております。

(小柳委員)

続けて、よろしいでしょうか。

それからもう1つ、この案をいただいて、懸念するところは、1カ所にまとめるに、それはやはり効率性や費用の面などに大きなメリットがあることは、これは何も給食施設に限らず、いろんな施設をつくるときにはそうなんでしょうねけれども、ただ、リスクという点からすると、1カ所に集めると、その分、何か事が起こったときの被害は、大きくなりますし、それを回復するための大変な作業が必要になってくるということになると思います。この表中の費用には、そういった何か事故とか起きたときのリスクの費用というのは計上されていないように思います。本当に1カ所集中が、費用的に一番いいのか。

もちろん親子方式が費用的には安いとか、規模はありますけれども、それはそれでいいけれども、センター方式も費用面でメリットが大きいという。その際、センター1カ所にするために生じるリスクの費用についても、試算していますでしょうか。過去の他都市でのケースを参考にしながら、リスクも含めた費用計上というのはなかなか難しいことですか。

(学校給食担当課長)

結論から、難しいと思います。

ただ、新しい施設をつくる際に、いわゆる食を扱う施設ですので、そういう事故で一番想定されるのは食中毒であったり、いわゆる衛生面の事故が一番想定されると思いますけれども、そういうことが起こらないような設備機器の配置、設置であったり、作業工程の人の流れ方であったりということを、これは今、新しい施策は全部そういう形でやっております。

また、ちょっと全然まだ先の話になりますけれども、国際標準であるHACCPという衛生管理の基準もあります。まず、そういうものも含めてこの施設に求めるのかどうかというところはございますが、そういう設備を建設するという前提でこの費用は積算されておりますので、そういう意味では、リスクを防ぐためのお金は入っている。

ただ、起きたときのお金はというのはもちろん入っていません。それは、何が起るかによって、もしかしたら損害賠償になるかもわかりませんので、そういうものは当然ここには含まれてはいない状況です。

(三浦委員)

これまで検討してきた中で、要するに、センター方式で、今の小柳委員の質問と似ているんですけども、食中毒、そういうものがやっぱりセンター方式で起きたときのデメリットはものすごく大きい。確かにそれはそうですし、現実に私たちが見学に行ったところでもものすごい食中毒は起きました。

その点について、自校方式あるいは親子方式、親子方式はちょっと施設の関係でかなり難しいと思うんですけども、自校方式と比べてセンター方式のほうが安全だと言えるかどうか。あるいは逆のことが、自校方式も親子方式も起きるときには起きやすい状態は変わらないとか。何かございますでしょうか。

(学校給食担当課長)

センターと自校、新しい施設をつくるという前提で、どちらが優位性があるだとか、食中毒の防止等優位性があるかってお話しと思うんですけども、そんなには変わらないと思います。どちらも新しい施設であり、運営上もしっかりと、そういう衛生管理の研修、教育も含めて、しっかりされていれば、同じような状況だと思います。

例えば他都市の事例で、被害がかなり大きな人数にわたってしまった、昨年あたりあったんですけども、それは食材が要因でした。ですから、例えばこういう調理の人とか器材ということなくして、食材由来ということでございました。

その食材由来の場合には、例えば横須賀市の場合には、今の小学校でも統一献立ということで、同じ献立で、同じ食材を大量に一括で調達していますので、基本的には同じ食材が1カ所に納品されるか、うちの小学校では46校に納品されるかの違いですので、もし横須賀で食中毒が起こったような状況のもの、もし同じものを使っていたら、センターではありませんけれども、かなり広範囲に起こったということは、これは同じかなというふうに考えられますので。

あくまでも食中毒はさまざまな要因があります。ですから、それぞれにとつて対応、予防をしなくちゃいけないんですけども、新しい施設であれば、センターであれ自校であれ、その辺の予防についてはしっかりできるものかななどいうふうには考えております。

(三浦委員)

どうもありがとうございます。

現在の小学校の運営、ものすごく努力していると思うんです。要するにドライ仕様。湿ったところでいろいろ調理したりすると、そこに微生物がいっぱい入ってきますから、それを防ぐためのドライというので、現在はドライシステムが当たり前なんですけれども、古い設備ではそれが使えないものですから、ドライ仕様に、できるだけドライにして、古いものを安全に使っていこうと。現在の小学校の給食に携わっている方々は、それをきっちり徹底して守っておられて、日夜かなり厳密にやっておられるから、小学校の給食の安全が保たれている。

先ほどの、共通して購入した、しかも、それを火を通すとか、そういう作業をしない食材について、それで今回は大きな食中毒が発生してしまったわけですけれども、他都市で。それについては、現在の方式でも横須賀、小学校の方式でも、起これば起こってしまう可能性があると。それは防げないけれども、新しいシステムであれば、自校方式にしても、またセンター方式にしても、そういう、より今、小学校の現場の方々が一生懸命苦労している部分の何割かは軽減できて、よりシステムとして安全にできる。こういうふうに聞こえましたが、それでよろしいですか。

(学校給食担当課長)

はい、そのようにできるというふうに考えております。

報告事項（3）『博物館行事「夏休み企画～体験！楽しく学ぶ夏休み～」の開催について』

(博物館運営課長)

それでは、報告事項の3、博物館の夏休み企画「～体験！楽しく学ぶ夏休み～」につきまして、ご説明いたします。

自然・人文博物館では、7月15日から8月27日までの間、夏休み企画といたしまして、小中学生を対象としたさまざまな行事を開催いたします。

まず、1番ですけれども、自由に参加できる行事といたしまして、7月15日から8月27日までの間、「夏休みクイズラリー」と題し、館内を周遊していただくためのイベントを行います。

また、同じ7月15日から8月27日までの間、自由研究相談といたしまして、夏休み中に調べたいこと、質問したいことについて学芸員がお答えするというご相談をお受けいたします。

次に、2の申し込み制の行事といたしまして、下記の1から9までの行事を開催する予定でございます。実施日時、費用、場所、定員等の詳細につきましては、別紙をご覧いただきたいと思います。

以上で、博物館の「夏休み企画～体験！楽しく学ぶ夏休み～」の報告を終わります。

(質問なし)

報告事項（4）『博物館企画展示「実物のない展示会～自然科学と二次資料～」の開催について』

(博物館運営課長)

それでは、報告事項の4、大迫力のレプリカや模型を展示！博物館企画展示「実物のない展示会～自然科学と二次資料～」についてご説明いたします。

実物の資料を一次資料ということに対しまして、実物の複製や実物の記録を二次資料といいます。今回の展示では、恐竜の化石のレプリカ、あるいはバードカービングなど、見応えのある二次資料を多数展示いたします。博物館の自然科学における二次資料の意義、博物館の資料収集・保存について、市民にわかりやすくご紹介いたします。

期間ですけれども、7月の15日から11月の5日。博物館の特別展示室にて行います。

内容については、化石のレプリカの展示。これは、長さ3.5メートルの草食恐竜の歩行跡の化石のレプリカをメインに、その他、多数のレプリカを展示します。

また、模型といったしましては、バードカービング。これは鳥の、木彫りの鳥に着色をしたものとなります。また、ウミウシの模型、キノコの模型、古代の節足動物なんですかけれども、アノマロカリス、こういうような生き物の模型を展示いたします。

また、写真も展示いたします。

さらに、昆虫の塗り絵のコーナーといったしまして、子どもたちがイラストに、本物、実物の標本を見ながら、そっくりに塗り絵をしていただいて、お持ち帰りいただくというコーナーも設置いたします。

さらに、展示の解説といったしまして、記載の4回の日程で解説を行う予定でございます。

このほか、夏休みの企画として「自分でつくる！化石レプリカ」ということで、8月の19日、午前と午後の2回、行う予定です。

次のページに開催チラシを添付いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、大迫力のレプリカや模型を展示！ 博物館企画展示「実物のない展示会～自然科学と二次資料～」のご説明を終わります。

(小柳委員)

質問とはちょっと違いますけれども、こういう展示に行くと、どうしても子どもたちは、さわりたがる。こういう展示は、ほとんどの場合、さわれない。今回はレプリカとはいえ、すごく貴重な展示物だと思うので、ほとんどの展示物は、さわれないとと思うんですけれども、そういうときに、何かさわれるものを何点か置いていただくと、よりよい効果が何かあるのかなと思うんですけれども、ご検討いただけますでしょうか。

(博物館運営課長)

特別展示室で開催いたしますけれども、ほとんどが壁の周りにガラス張りのケースがございまして、その中に入っていますので、さわることはできないんですけども、今回の、特にナウマンゾウの3つの化石レプリカですが、手に持ってさわれるものがございます。

(澤田委員)

関連しての意見です。

やはりさわれるということは、大事なことだと思いますので、レプリカ等、ぜひさわれるものを出していただければと思います。それは、今、小柳委員がおっしゃった視点からもそうですが、視覚障害のある方々はやはりさわってい

いろいろと知るということがありますので、ぜひそういうような企画も考えていただければと思います。

以上です。

(博物館運営課長)

確かに視覚障害者という観点もございまして、博物館では常設展示の中にもさわれるコーナーというものを用意しております、大型昆虫の化石のほか、鳥の羽ですとか、海に漂着した木の実ですとか、いろんなものを一部展示しております。

また、天神島のビジターセンターのほうですけれども、海ということで、海にやってくる鳥、これはウミネコとウミウだったと思いますけれども、これも実物のサイズのレプリカを展示いたしまして、これは大いにさわっていただくための、あるいは視覚が不自由な方のために、そういうものを設置してございます。

(荒川委員長)

さわれる展示物もたくさんあるということが今わかりました。

報告事項（5）『横須賀美術館企画展「開館10周年記念 美術でめぐる日本の海」の開催について』

(美術館運営課長)

『横須賀美術館企画展「開館10周年記念 美術でめぐる日本の海」の開催について』、報告いたします。

2、会期ですが、7月8日土曜日から8月27日日曜日までの50日間となります。

会期中は、学校の夏休みやお盆休みの期間でございますので、ご家族で楽しめるよう、エントランスにはフォトスポットや、展示室内には塗り絵コーナーなどを設置しておりますので、市内外から多くのご家族に訪れていただきたいと考えています。

3、主催者等、4、観覧料は記載のとおりです。

5、概要ですが、日本人と海のかかわりを、日本画、油彩画、写真、ポスター、大漁旗等、さまざまな造形物により多面的に紹介する展示となっています。

また、日本の海と産業を象徴する大漁旗20枚の展示や、サントリーウイスキー「トリス」のマスコットキャラクター「アンクルトリス」の生みの親である

柳原良平のポスターと絵本原画17点を展示しますので、ぜひご覧ください。

6、関連事業としまして、小学生とその保護者を対象としたワークショップ「ミニ大漁旗染付体験」を開催します。講師の三富染物店の皆さん指導のもと、あらかじめのり置きしたものに自由に色づけをしてもらい、ミニ大漁旗をつくります。

また、大漁旗研究家の森庄平氏によるギャラリートークや、学芸員によるギャラリートークの開催も予定しております。

詳しくは別添のチラシをご覧ください。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

委員長　日程第1、日程第2は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6　閉会及び散会の時刻

平成29年6月30日（金）　午前11時35分

横須賀市教育委員会

委員長　荒川由美子